

<女性活躍の重点方針>

**新型コロナウイルス感染症で困難や不安を抱える
女性への就業・生活支援を**

——第5次男女共同参画基本計画の成果目標達成に向けて取り組み事項を整理

政府は6月16日、「すべての女性が輝く社会づくり本部」(本部長・菅義偉首相)の会合を開き、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を決定した。重点方針は、女性の活躍推進を加速するため、毎年6月に決定し、各府省の概算要求に反映を図っているもの。

今回の重点方針では、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(2020年12月25日閣議決定。以下「5次計画」)を着実に、スピード感を持って実行するために、5次計画のスタートを切る2021年度、2022年度から5次計画に掲げられた具体的な取り組みを着実に実施することを強調。そのうえで、5次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取り組みのさらなる具体化を、基本的な考え方として提示している。あわせて、5次計画策定以降に新たに取組む事項として、「コロナ対策の中心に女性を」「女性の登用目標の達成に向けた5次計画の実行」「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」——の3つの柱に整理し、具体的な施策を提言している。

コロナの影響を受けた女性の人材育成や相談体制支援を

1つ目の柱である「コロナ対策の中心に女性を」では、コロナによる女性への就業面・生活面への深刻な影響を受け、困難や不安を抱える女性への支援などを掲げている。

はじめに、雇用・労働については、コロナの影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据えた女性人材の育成などの重要性を指摘。女性のデジタル技能の学び直し・教育訓練や再就職・転職の支援などを、地域女性活躍推進交付金により支援する、としている。

また、2021年度限りの暫定措置として実施している、ひとり親に対する高等職業訓練促進給付金の支援対象の拡充について継続的な実施を検討することや、訓練費用のあり方などを総合的に検討し、中長期的な自立

につながる支援策の強化を図る、としている。

ほかにも、行政だけでは手が届きづらい女性に対するアウトリーチ型の支援や臨床心理士による専門相談・SNSを活用した相談体制の推進、10代後半から20代前半の若い女性に対する官民連携での支援体制づくりの構築などを提示している。

独立行政法人での役員・管理職の女性割合を「見える化」

2つ目の柱である「女性の登用目標達成に向けた5次計画の実行」では、主に①政治・行政分野②経済分野③地域における女性の参画拡大④防災分野⑤科学技術・学術分野⑥教育分野⑦国際分野⑧その他——での取り組みを掲げている。

①政治・行政分野では、各府省所管の独立行政法人などにおける女性の登用促進を掲げた。具体的には、各機関における役員や管理職に占める女性割合について毎年度調査を実施し「見える化」を行うことなどを盛り込んだ。

中小企業や商工会での女性活躍を

②経済分野では、5次計画において、雇用者の各役職段階に占める女性の割合を2025年までに、係長相当職で30%、課長相当職で18%、部長相当職で12%に引き上げる目標などを掲げている。重点方針ではこれに向けて、2022年度から改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出および情報公表の義務対象企業が常用労働者101人以上の企業に拡大されることを踏まえ、中小企業の実情に応じたきめ細やかな支援を行うため、中小企業への相談対応や計画策定へのアドバイス、支援を行う専門家の養成などを実施する、としている。

また、女性等の管理職への登用等における多様性の確保についての考え方や目標、情報開示などの内容を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの再改訂の公表を行い、その内容に沿った取り組みを企業に促

すとともに、2021年度以降にフォローアップを実施する、としている。

そのほか、全国の商工会、商工会議所の役員の女性割合を増加させるため、役員の種別ごとに女性割合の「見える化」などにも取り組む。

農業委員や農業協同組合の女性登用を推進

③地域における女性の参画拡大では、はじめに、農業委員会や農業協同組合の女性登用の推進を指摘。農業委員会では農業委員に占める女性割合の目標や具体的取り組みを定めるよう、全国農業会議所および都道府県を通じて各市町村に促し、特に女性委員がゼロである254の農業委員会に対する働きかけを重点的に行い、各市町村の目標および具体的取り組みの策定状況、女性委員の登用実績の調査、公表を行う、としている。

また、農業協同組合でも、役員に占める女性割合の目標や具体的取り組みの設定について、全国農業協同組合中央会および都道府県を通じて、各農業協同組合に促し、特に女性役員がゼロである101の農業協同組合に対する働きかけや各農協の目標、取り組みの策定状況などの調査・公表を実施する、としている。

女性消防吏員の計画的増員や環境整備を実施

④防災分野では、5次計画において2025年までに、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を30%とする目標や、市町村防災会議の委員について、女性が登用されていない組織数をゼロにするとともに、委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに30%とする目標を掲げている。重点方針では、2020年5月に作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」において、地方防災会議への女性登用に関する具体的な取り組みを示して対応を促していることから、2021年度内をめどに、ガイドラインに基づく地方公共団体の取り組み状況のフォローアップを行い、公表するとともに、今後、毎年継続的にフォローアップを行う、としている。

防災・危機管理担当部局や自衛官、消防本部・消防団等については、女性消防吏員の消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員や、ソフト・ハード両面での環境整備等に取り組むよう要請する、としている。

学校や研究機関でも女性登用を推進

⑤科学技術・学術分野では、大学や国の研究開発法人も含めた研究機関が、学長、副学長、理事や教授などの女性割合にかかる目標と登用のための具体的取り組みを定めるよう、大学や研究機関に要請する、と提示。また、私立大学等経常費補助金など、大学への資源配分において、学長、副学長および教授への女性登用に対してインセンティブ付与を検討する、としている。

⑥教育分野では、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画などにおいて、校長、副校長および教頭の女性割合にかかる目標と登用のための具体的取り組みを速やかに定めるよう、教育委員会および学校法人に促し、内容についても国民にとって分かりやすい形での「見える化」を進めることなどが盛り込まれている。

⑦国際分野では、女性の在外公館の特命全権大使、総領事、公使、参事官などへの登用について、省内公募の活用、管理職・管理職候補への中途採用や民間登用の推進などを示している。⑧その他では、男女共同参画社会基本法に基づく積極的改善措置(ポジティブ・アクション)のあり方に関して、幅広い分野におけるクォータ制の適用などを含め、男女共同参画会議において検討する、としている。

女性への暴力・ハラスメント防止やジェンダー格差解消に向けた対策を

3つ目の柱である、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」では、女性活躍・男女共同参画の大前提として、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現の重要性を強調。女性に対する暴力やハラスメントの根絶・防止に向けた対策や、男女間のジェンダー格差の解消に向けた環境の整備を提示している。

具体的な施策としては、以下の6項目をあげている。
①性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力、ストーカーに対する対策の強化②生理と妊娠等に関する健康への対策(不妊治療への保険適用等)③スポーツ分野における男女共同参画(スポーツ推薦入試における性別等の属性による取り扱いの差異の防止等)④男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備(両立を阻害する身近な慣行への対応等)⑤ジェンダー平等に関する社会全体の機運の醸成⑥女性の直面する困難への対応と各種制度の整備等。(調査部)